

平成29年第5回定例会 千葉市緑区選挙管理委員会会議録

1 日 時	平成29年5月13日（土） 午後2時00分～午後3時00分				
2 場 所	千葉市緑区選挙管理委員会室				
3 出席委員	委員長	岡本 利一	委員	岩坂 展子	
	委員	小峰 敏和	委員	鈴木 敬二	
4 出席書記	事務局長	角川 誠次	選挙班主査	石井 健一	
5 議 題	報告第10号	選挙人名簿の登録の移替えの延期について			
	報告第11号	選挙人名簿の縦覧場所について			
	報告第12号	ポスター掲示場の設置場所の決定について			
	議案第39号	開票管理者及びその職務代理者の選任について			
	議案第40号	投票所の決定について			
	議案第41号	期日前投票所の決定について			
	議案第42号	投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について			
	議案第43号	期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について			
	議案第44号	期日前投票所を開く時刻の繰り下げについて			
	議案第45号	不在者投票を行う場所等について			
	議案第46号	開票の場所及び日時の決定について			
	議案第47号	投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について			
	議案第48号	開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時の決定について			
	議案第49号	千葉市緑区選挙管理委員会委員長の執務場所について			
	議案第50号	投票所の投票立会人の選任について			
	議案第51号	期日前投票所の投票立会人の選任について			
	議案第52号	選挙人名簿の抹消者について			
議案第53号	選挙人名簿の登録者について				
議案第54号	選挙人名簿からの抹消について				
議案第55号	在外選挙人名簿の登録者について				
6 議事の概要	<p>(1) 前回会議録の審査 第4回定例会の会議録を審査し、案のとおり承認した。</p> <p>(2) 報告第10号 選挙人名簿の登録の移替えの延期について 選挙人名簿の登録の移替えの延期については、原案のとおり承認された。</p> <p>(3) 報告第11号 選挙人名簿の縦覧場所について 選挙人名簿の縦覧場所については、原案のとおり承認された。</p> <p>(4) 報告第12号 ポスター掲示場の設置場所の決定について ポスター掲示場の設置場所の決定については、原案のとおり承認された。</p>				

6 議事の概要

(続き)

- (5) 議案第39号 開票管理者及びその職務代理者の選任について
開票管理者及びその職務代理者の選任については、全員異議がなかった
ので、原案のとおり決定した。
- (6) 議案第40号 投票所の決定について
投票所の決定については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定し
た。
- (7) 議案第41号 期日前投票所の決定について
期日前投票所の決定については、全員異議がなかったので、原案のとおり
決定した。
- (8) 議案第42号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任については、全員異議がな
かったので、原案のとおり決定した。
- (9) 議案第43号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任については、全員異
議がなかったので、原案のとおり決定した。
- (10) 議案第44号 期日前投票所を開く時刻の繰り下げについて
期日前投票所を開く時刻の繰り下げについては、全員異議がなかったので
原案のとおり決定した。
- (11) 議案第45号 不在者投票を行う場所等について
不在者投票を行う場所等については、全員異議がなかったので、原案のと
おり決定した。
- (12) 議案第46号 開票の場所及び日時の決定について
開票の場所及び日時の決定については、全員異議がなかったので、原案の
とおり決定した。
- (13) 議案第47号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び
場所の決定について
投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定
については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。
- (14) 議案第48号 開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時の決定につい
て
開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時の決定については、全員
異議がなかったので、原案のとおり決定した。
- (15) 議案第49号 千葉市緑区選挙管理委員会委員長の執務場所について
千葉市緑区選挙管理委員会委員長の執務場所については、全員異議がなか
ったので、原案のとおり決定した。
- (16) 議案第50号 投票所の投票立会人の選任について
投票所の投票立会人の選任については、全員異議がなかったので、原案の
とおり決定した。
- (17) 議案第51号 期日前投票所の投票立会人の選任について
期日前投票所の投票立会人の選任については、全員異議がなかったので、
原案のとおり決定した。

<p>6 議事の概要 (続き)</p>	<p>(18) 議案第52号 選挙人名簿の抹消者について 選挙人名簿の抹消者については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。</p> <p>(19) 議案第53号 選挙人名簿の登録者について 選挙人名簿の登録者については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。</p> <p>(20) 議案第54号 選挙人名簿からの抹消について 選挙人名簿からの抹消については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。</p> <p>(21) 議案第55号 在外選挙人名簿の登録者について 在外選挙人名簿の登録者については、全員異議がなかったので、原案のとおり決定した。</p> <p>(22) その他 次回会議の開催は、平成29年5月28日午後5時30分と決定した。</p>
<p>7 会議経過</p>	<p>(1) 報告第10号 選挙人名簿の登録の移替えの延期について 事務局：公職選挙法施行令第17条ただし書きの規定により、登録の移替えを千葉市長選挙期日まで延期したので報告する。 質疑：特になかった。</p> <p>(2) 報告第11号 選挙人名簿の縦覧場所について 事務局：公職選挙法第23条の規定により、5月13日の選挙時登録で選挙人名簿に登録した者を記載した書面を縦覧する場所を定め、告示したので報告する。 質疑：特になかった。</p> <p>(3) 報告第12号 ポスター掲示場の設置場所の決定について 事務局：公職選挙法第144条の2第1項の規定により、ポスター掲示場の設置が完了し、告示したので報告する。 質疑：特になかった。</p> <p>(4) 議案第39号 開票管理者及びその職務代理者の選任について 事務局：千葉市長選挙における開票管理者及びその職務代理者を選任する。 質疑：特になかった。</p> <p>(5) 議案第40号 投票所の決定について 事務局：千葉市長選挙における投票所を定める。 質疑：特になかった。</p> <p>(6) 議案第41号 期日前投票所の決定について 事務局：千葉市長選挙における期日前投票所を定める。 質疑：特になかった。</p> <p>(7) 議案第42号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について 事務局：公職選挙法第37条及び公職選挙法施行令第24条の規定により、千葉市長選挙における投票所の投票管理者及びその職務代理者を選任する。 質疑：特になかった。</p>

7 会議経過

(続き)

- (8) 議案第43号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
事務局 : 公職選挙法第48条の2及び公職選挙法施行令第49条の7の規定により、千葉市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を選任する。
質 疑 : 特になかった。
- (9) 議案第44号 期日前投票所を開く時刻の繰り下げについて
事務局 : 千葉市長選挙における期日前投票所を開く時間を30分繰り下げる。
質 疑 : 特になかった。
- (10) 議案第45号 不在者投票を行う場所等について
事務局 : 千葉市長選挙における不在者投票所を定める。
質 疑 : 特になかった。
- (11) 議案第46号 開票の場所及び日時の決定について
事務局 : 千葉市長選挙における開票の場所及び日時を定める。
質 疑 : 特になかった。
- (12) 議案第47号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について
事務局 : 公職選挙法第175条第3項の規定により、千葉市長選挙における投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時と場所を定める。
質 疑 : 特になかった。
- (13) 議案第48号 開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時の決定について
事務局 : 公職選挙法第62条第2項、第4項、第5項の規定により、千葉市長選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時を定める。
質 疑 : 特になかった。
- (14) 議案第49号 千葉市緑区選挙管理委員会委員長の執務場所について
事務局 : 千葉市長選挙における千葉市緑区選挙管理委員会委員長の執務場所を定める。
質 疑 : 特になかった。
- (15) 議案第50号 投票所の投票立会人の選任について
事務局 : 千葉市長選挙における投票所の投票立会人を選任する。
質 疑 : 特になかった。
- (16) 議案第51号 期日前投票所の投票立会人の選任について
事務局 : 千葉市長選挙における期日前投票所の投票立会人を選任する。
質 疑 : 特になかった。
- (17) 議案第52号 選挙人名簿の抹消者について
事務局 : 公職選挙法第28条の規定により、死亡者や転出後四箇月を経過した者を選挙人名簿から抹消する。
質 疑 : 特になかった。
- (18) 議案第53号 選挙人名簿の登録者について
事務局 : 公職選挙法第22条第2項の規定により、住民票が作成された日から引き続き三箇月を経過した者を選挙人名簿に登録する。
質 疑 : 特になかった。

7 会議経過

(続き)

- (19) 議案第54号 選挙人名簿からの抹消について
事務局 : 公職選挙法第28条第2号の規定により、選挙時登録から選挙期日前日までに転出後四箇月を経過する者を抹消する。
質 疑 : 特になかった。
- (20) 議案第55号 在外選挙人名簿の登録者について
事務局 : 在外選挙人名簿の登録申請を受け、登録資格があった者について、緑区の在外選挙人名簿に登録する。
質 疑 : 特になかった。